

## 瀬戸市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づくサービス、事業その他類似する事業を行う介護施設・事業所が、その所属する職員に対し、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得又は資格更新のための研修の受講に必要な費用の全部又は一部を補助する事業(以下「補助事業」という。)を実施した場合に、事業実施に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、所属する職員のキャリアアップを支援し、もって介護人材の離職防止及び定着促進並びに介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと(法人の代表者を含む。)
- (2) 暴力団(瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (3) 補助対象事業者の役員が暴力団員(瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、補助対象事業者が補助した別表に掲げる研修の受講料（以下「研修受講料」という。）のうち、次に掲げる経費を合算したものとする。

- (1) 補助対象事業者が研修機関に直接支払った研修受講料
- (2) 補助対象事業者の職員が負担した研修受講料に対して、補助対象事業者が職員に支払った研修等の経費

2 前項の研修は、愛知県内で実施されるものであって、修了の日が補助金の交付を申請する年度に属するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合算額から、寄付金等その他の収入額を控除して得た額に8分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請及び実績報告）

第6条 補助対象事業者が補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助事業が完了した日（補助対象事業者が研修機関に研修受講料を支払い、又は職員に研修等の経費を支払った日若しくは受講者が研修を修了した日のいずれか遅い日）から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、瀬戸市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「申請書兼報告書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請書兼報告書に記載された振込先口座に振り込むものとする。

この場合において、補助金の振込みをもって交付決定の通知をしたものとみなす。

- 2 市長は前項の規定による審査の結果適当でないと認めたときは、瀬戸市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金不交付決定通知書（第2号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助対象事業者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 研修を受講した職員は、補助事業開始時点で市内の介護施設・事業所に勤務しており、補助事業終了後も引き続き市内の介護施設・事業所において勤務する意思があること。
- (2) 補助対象事業者は、研修を受講した職員の受講結果を書面（修了証の写しを提出する等）により市長に報告すること。
- (3) 補助対象事業者は、職員に支払った補助金等の経費について、職員から返還があった場合は、速やかに市長に報告すること。
- (4) この要綱による補助金の対象経費とされた経費を、他の補助金等の対象経費として計上しないこと。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (3) 職員に支払った研修等の経費について、職員から返還があったとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第6条に規定する補助事業が完了した日が令和7年4月1日から同年9月30日までの場合は、同条の規定にかかわらず補助事業が完了した日の属する年度の末日まで申請を受け付けるものとする。

別表（第4条関係）

対象研修種別
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員更新研修（88時間）
介護支援専門員専門研修課程Ⅰ
介護支援専門員更新研修（32時間）又は専門研修課程Ⅱ
介護支援専門員更新研修（未経験）又は再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修